

北海道高齢者向け住宅事業者連絡会とは？

●平成24年4月1日に発足しました。

●結成までの経緯

北海道は高齢者向け住宅が他府県に比べて多い状況です。とりわけ札幌市には様々な住宅が多く、その実態もまちまちです。高齢者向け住宅については利用者から市に寄せられる苦情なども多いことから、札幌市が平成21年度に「安心・快適住まいるアップ事業」を3年間の期限付きでスタートし、住宅の質を向上するための仕組みをつくることとなりました。NPO法人シーズネットがその事業の委託を受け「札幌住まいるアップセンター」を設置して、主に次のことに取り組みました。

- ①高齢者向け住宅のリストづくりと実態調査(事業者・入居者・一般市民)
- ②市民や福祉関係者(MSWやケアマネジャーなど)向け見学会
- ③住宅情報提供のための類型化と基準作り(最低基準・推奨基準など)
- ④市民向け・福祉関係者向け啓発セミナー
- ⑤事業者の勉強会

●事業者勉強会が母体に

平成23年に事業者の勉強会を開始したところ、いつも30～40人が集まり事業者側の質の向上の意欲を感じました。「安心・快適住まいるアップ事業」が平成24年3月に終了することから勉強会の存続が危ぶまれることとなり、せっかくここまで勉強して来たのだから、事業者団体を作ってもっと研修事業などを行っていこうということとなりました。勉強会の企画運営を担ってくれた事業者が発起人となって、連絡会が結成されました。平成24年3月6日に高齢者住宅財団理事長の高橋紘士先生に記念講演をいただき、設立総会を開催してきたところで、

北海道高齢者向け住宅事業者連絡会の事業

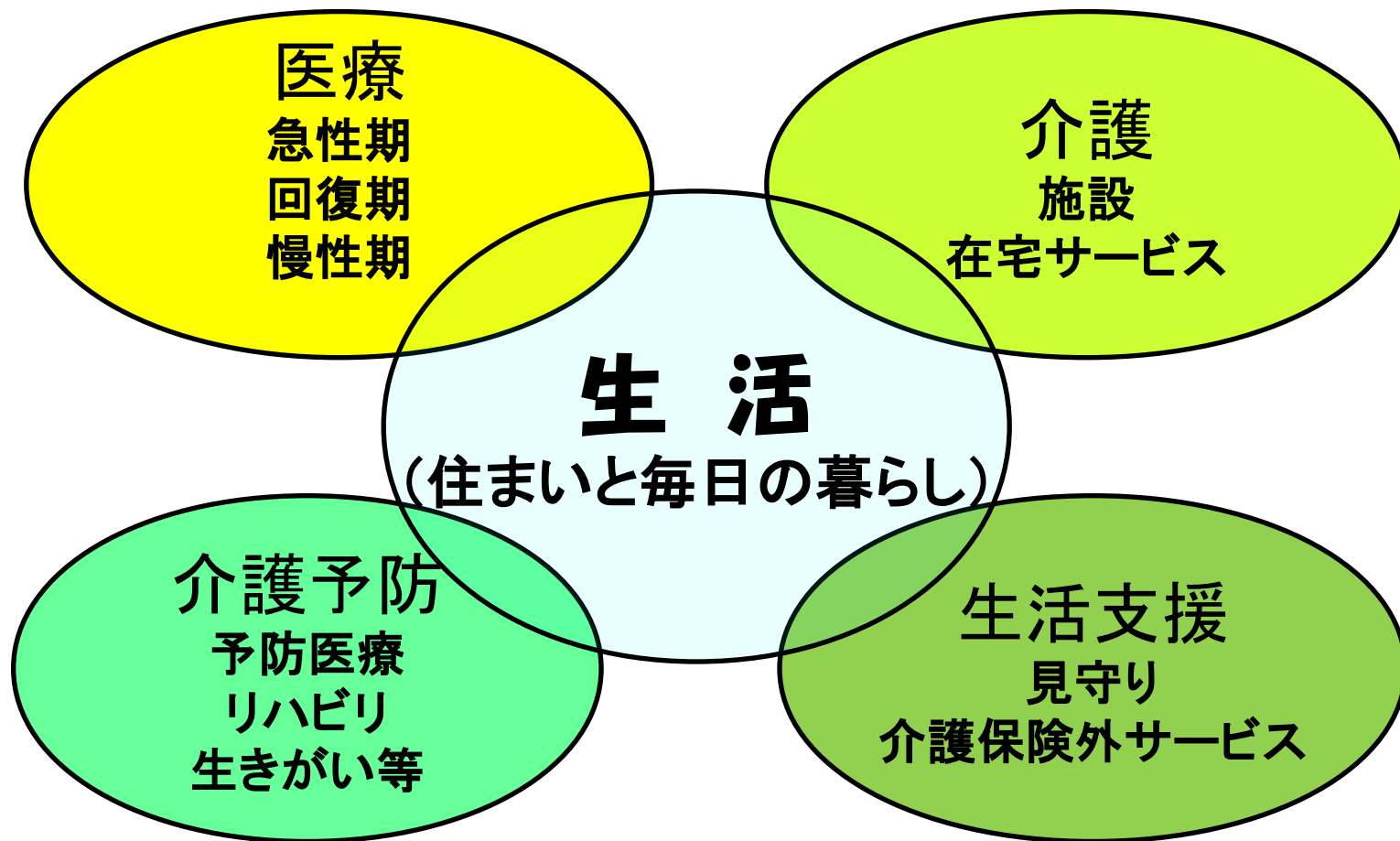
●目的

北海道内における高齢者向け住宅の経営の質を向上させ、入居者の住居環境・生活環境の向上に寄与することを目的とする。(会則第3条)

●事業(会則第4条より)

- (1) 高齢者向け住宅の周知活動をおこなうこと。
- (2) 事業者の高齢者向け住宅のサービスの質向上を目的とし、事業者勉強会を開催し、会員相互が互いに学び、交流するとともに、連携をはかること。
- (3) 高齢者向け住宅の職員の資質向上のため、研修会を開催すること。
- (4) 各事業者の持つ資源(施設・人員など)の共同活用をはかること。
- (5) さまざまな事情で保証人を立てられない方々の入居支援の検討をすること。
- (6) 定期的に高齢者向け住宅入居合同説明会を開催すること。
- (7) 行政との連携をはかること。
- (8) その他、本会の目的に沿った事業をおこなうこと。

高齢者ケアは地域の社会資源で支える ～住まいが中心～



高齢者住宅の課題を事業者団体で解決しよう！

- 高齢者向け住宅を事業者団体でサポートする仕組みが必要です。
- 合同研修会の開催などで、質の向上を支援
- 職員の研修やキャリアパス応援の企画
- 苦情対応や第三者委員などのサポート
- 共同購入や共同行事(旅行など)、入居検討者への合同説明会などの開催
- 保証人がいない人への支援(入居、入院など)
- 葬送など死後事務的支援…………etc

高齢者住宅には質の評価が重要です

- 医療・福祉の世界は、第三者評価が動き出しています。
※病院評価機構、福祉サービス第三者評価、地域密着型外部評価etc…。
- 一般の企業活動でも、ISOなど質を評価する仕組みが定着しつつあります。
- 行政による規制がないサービスだからこそ、自分たちによる評価、第三者による評価が必要と考えます。→「悪貨は良貨を駆逐する」前に……
- 当面、事業者団体等が音頭をとって、評価する仕組みを構築する必要があると考えます。
- 自己評価→相互評価→第三者評価への道を目指します。
- 事業者団体としての倫理綱領の作成を目指します。

利用者の権利を擁護する仕組みが必要です

● 契約等の透明性と説明と同意

⇒ 第三者が立ち会う仕組みなど

● 解約を相談できる仕組み

⇒ 第三者の相談窓口など

● 入居者への虐待防止

・ 予防 ⇒ 職員研修、外部の方との交流（施設
オンブズマンや地域との交流など）

・ 発見・通報 ⇒ 速やかに通報できる仕組み

これからの高齢者向け住宅

